

九重町教育委員会に関する事務の管理及び
執行の状況の点検及び評価に関する報告書

令和 6 年度分

令和 7 年 9 月

九重町教育委員会

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 6 条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年度における九重町教育委員会に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価の結果について報告します。

令和 7 年 9 月

九重町教育委員会

目 次

1. 点検・評価にあたって p04

2. 令和6年度九重町教育行政基本方針 . . . p05

3. 点検・評価の報告書

○教育委員会に関すること p10

○教育振興に関すること p11

○学校給食に関すること p12

○学校教育に関すること p13

○社会教育活動に関すること p18

○人権・部落差別解消推進教育に関すること p20

○社会教育（文化・芸術、スポーツ振興）に関すること p21

1 点検・評価にあたって

(1) はじめに

平成 19 年 6 月に公布された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）」の改正で、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等（第 26 条）」が規定されたことを根拠に点検及び評価を行った。

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律】

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

(2) 評価の対象

今回実施した評価の対象は、「令和 6 年度九重町教育行政基本方針」に基づき実施された施策のうち 44 項目（教育振興関係 4 項目、学校給食関係 4 項目、学校教育関係 20 項目、社会教育活動関係 7 項目、人権・部落差別解消推進教育関係 4 項目、社会教育【文化・芸術・スポーツ振興】関係 5 項目）60 事業について評価した。

(3) 評価の方法

4 段階評価で判定し、A は「十分できている」、B は「できている」、C は「あまりできていない」、D は「できていない」とした。

評価においては自己評価を行い、その後、教育に関し学識経験を有する者（2 名）の意見を踏まえ、自己評価の見直しを行った。

(4) 自己点検評価結果

1 評価等の結果（小数点第 2 位を四捨五入して処理）

評価	A	B	C	D	計
事業数	36	20	4	0	65
割合	60.0%	33.3%	6.7%	0%	100.0%

(5) まとめ

特徴的な事業としては、中学校の休日部活動の地域移行、野上小学校の長寿命化改良工事設計、親子山村留学制度などの事業を展開させた。また、社会教育活動では社会教育計画の原案を策定し自主文化事業やまちの担い手応援事業などに取り組んだ。今後においても事業の点検・評価に基づき P D C A サイクルを機能させていく必要がある。

2024年度 九重町教育行政重点方針

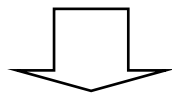
教育行政の体系

九重町民憲章

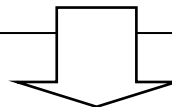
わたしたちは、九重町民であることに誇りをもち郷土を愛し、町の発展とお互いのしあわせを築くためこの憲章を定めます。

(1983年制定)

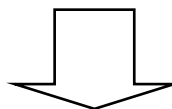
- 1、誇れる歴史と文化を伸ばし育てよう。
- 1、恵まれた自然を愛し守り続けよう。
- 1、あたたかい心でふれあいを大切にしよう。
- 1、豊かな資源を生かし伸びゆく町にしよう。
- 1、健康で住みたくなる町にしよう。



九重町第5次総合計画(2022～2031年度)



九重町教育大綱
(2023～2025年度)



九重町教育行政重点方針
(2024年度)

◇は じ め に

国は、令和5年6月に閣議決定された教育振興基本計画の中で、今後の教育政策に関する総括的な基本的方針として「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」の2つを掲げています。

大分県教育委員会は、大分県長期教育計画「教育県大分創造プラン2016」の下、チーム学校による取組を加速させ、教育の多様性と包括性を高めつつ教育水準の向上を図っています。

九重町第5次総合計画では「地域に学び、ひとを育て、未来が輝くまちづくり」を目標に掲げています。

九重町教育大綱では、基本理念として、総合計画に基づいて、家庭・学校・地域が一体となって、幼児・児童・生徒の豊かな心・確かな学力・健やかな体の調和を重視した教育の充実に努めることを掲げています。また、町民が生涯にわたって芸術・文化やスポーツに親しむことができるような環境整備と人材の育成、伝統文化や文化財の保護・保存・活用に努め「ひとづくり」から始まる「まちづくり」を推進しています。

九重町教育委員会は、これらの考え方を受け、令和6年度教育行政重点方針を定めました。

今年度の重点方針

1 学校教育

(1) 子どもの力と意欲を伸ばす学校教育の育成

- 「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力」「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力のバランスのとれた子どもを育成する。
- 「このえ学園」の取組の一層の充実に努める。
- すべての学校で「協調学習」に基づいた授業実践や授業公開を通して授業改善に努める。
- 各種学力調査における課題を克服し、基礎・基本の確実な定着と活用力のさらなる向上に向けた取組を推進する。
- 体力・運動能力等の調査結果によって明らかになった課題を克服する。
(小学校体育専科教員の活用)
- 支援を必要とする子どもたちへの支援体制を強化し、「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」の作成と活用を推進する。
- ICTを活用した授業の充実に努め、ICTを利用した学校間交流や非常時におけるオンライン授業の実施に向けた環境整備に取り組む。
- GIGAスクール構想をもとに、ICT支援員を配置し、授業の充実や教職員の資質の向上に努める。

(2) グローバル社会を生きるために必要な「総合力」の育成

- 「グローバルチャレンジプラン」として、小・中学生を対象とした「イングリッシュ・デイ・キャンプ」や「英語検定試験受検促進事業」に取り組む。

○ここのえ緑陽中学校と姉妹校提携を結んだ高雄市立大灣国民中学校と鳳山国民中学校との交流を行う。

(3) 誰一人取り残されない安全・安心な教育環境の確保

- 人間関係づくりプログラムを活用し、自己と他者を大切にする心を育む。
- 九重町教育支援センター「ほっとスペース」に教育指導員、SC・SSWを配置し、いじめ・不登校対策を強化する。
- 防災教育や、引き渡し訓練に取り組み、防災・防犯体制の充実に努める。
- 子どもの歯と口の健康を守るため、「食育・歯磨き・フッ化物洗口」を全小・中学校で推進する。
- 安心・安全な学校給食と給食内容の充実や食材の地産地消を進める。
- 学校給食を生きた教材として活用し、栄養教諭等による食育の指導を進め、食べ残し削減の取組を行い、環境に配慮できる残菜の再生利用を行う。
- 「九重町立学校施設長寿命化計画」に基づいた学校施設の整備を進める。

(4) 信頼される学校づくりの推進

- 「ここのえ学園基本計画」に基づき、こども園、小学校、中学校、地区公民館が連携を深め、「コミュニティ・スクール（学校運営協議会）」の取組を充実させていく。
- 「第二次学校再編整備計画に係る小学校統合計画（改定）」に則り、小学校の教育環境整備を進める。
- 特色ある学校づくりの一つとして「親子山村留学モデル事業」を取り入れる。
- 教職員の健康維持と教育の充実を目指した「教職員の働き方改革」推進する。
- 中学校の休日部活動の地域移行を推進する。

2 社会教育

(1) 社会教育の推進

- 社会教育主事をはじめ関係職員の養成に努め、公民館には引き続き公民館主事を配置し、各地区の「地区協議会」の活動支援に努める。
- 社会教育委員と連携し、令和7年度以降の社会教育計画の策定を行う。

(2) 社会教育機能施設の充実

- 地区公民館が地域づくりの拠点施設として、安全・安心で住民が集いやすい場となるよう施設の維持管理を含め、利用環境の改善に努める。

(3) 人材育成の推進

- 若者の社会教育活動に対する理解と参画を目指し「ここのえ夢高校」の活動支援に取り組み、まちづくりに参画する活躍の場を創出する。
- 「九重ふるさと自然学校」と提携した人材育成事業の「ふるさと探検クラブ」を実施し、ここのえ学園と自然学校の取組の連携を一層深めていく。

- 放課後子ども（チャレンジ）教室、子ども料理教室の運営や放課後児童クラブ、子ども食堂事業との協働を通じて、児童・生徒や地域住民が一体となった多様な学習を提供する。
- 地域コミュニティの維持を図るためフリーペーパー「BASARE」をツールに読者・出演者・編集者からなる新たな交流の場の創出に引き続き取り組む。

（４）国際交流の推進

- 国際交流活動への積極的な支援や機会を提供することで、外国の人々との交流促進を図る。（APU 連携ホームステイ事業・子どもたちと地域の国際交流・日本語教室）
- 町内出身高校生に対して「まちの担い手応援事業補助金」を活用した海外ホームステイ派遣事業を推進する。

３ 人権教育・部落問題学習の推進

（１）学校教育における人権教育の充実

- 「部落差別解消推進指導員」を引き続き配置し、部落差別解消のために学校教育、社会教育が連携した取組を推進する。
- 「九重町学校（園）における人権教育・部落問題学習の教育実践計画」をもとに、人権教育・部落問題学習の推進を図る。また、指導内容の充実のために教職員の研修に努める。

（２）あらゆる場における人権教育の推進

- 「人権施策基本計画」に基づき、引き続きその推進に努める。
- 人権問題に関する正しい理解と認識を深め、人権意識の高揚を図れるよう、「なるほどザ人権講座」等の実施を通して、隣保館、学校を始めとする教育関係機関・団体との連携を進める。
- 「人権教育・啓発の実践計画」を作成し、公民館を中心とした学習機会の提供や参加者が能動的に学習できるような研修の実施に努める。
- 学校教育・社会教育において、メディアからもたらされるさまざまな情報を、主体的かつ批判的に受け止め読みこなす能力（メディアリテラシー）の育成に努める。

4 文化・芸術、スポーツ

(1) 文化事業の充実

- 文化を楽しみ、体験できるよう、自主事業をはじめとした事業展開を行い、参加者同士の交流が深まり合うような事業を促進し、日常的に文化を実感できるまちづくりを推進する。
- 九重文化センター、図書館、歴史資料館を町民の身近な施設として、さらに自由な文化活動の拠点となるよう環境づくりに努める。

(2) 文化財の保存・継承

- 貴重な文化財を保存し、次代に継承するため、文化財を広めその保護と顕彰に努める。
また、地域の伝統的なお祭り等についての現状把握に努める。
- 九重町の文化財等を活用した学習会や研修会のため、九重町歴史資料館の活用促進や
文化財調査員による出前型（アウトリーチ型）の学習・研修活動を行う。
- 子どもたちの地域における郷土芸能や地域行事等への参加・参画について、ここのえ
学園が進める地域と共にある学校づくりの視点からも学校教育活動との連携を図る。

(3) 生涯スポーツの推進

- 「総合型地域スポーツクラブ」は、多種目のスポーツに多世代の町民が参加できる活動を実施し、今後も活動の支援に努めその推進を図る。
- 中学校の休日部活動について、生徒のニーズの把握と指導者の確保に努めながら、将来にわたって多様なスポーツ・文化に触れる機会となるよう制度設計に努める。
- 昨年度中止となった「九重町長杯九州選抜高校駅伝競走大会」については、成果と課題を明らかにしながら持続可能な大会になるよう実行委員会をはじめ地域関係者等と協議を継続する。